

答申第10号（諮問第10号）

答 申

第1 本審査会の結論

三種町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年9月12日付け三種教発一822-3で審査請求人に対して行った公文書の不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、三種町情報公開条例第5条の規定に基づき、審査請求人が平成28年8月26日付けで行った次の文書の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

簿冊「H〇〇年度ピクチャーレール・ブラインドふるさと文化館」（以下「当該簿冊」という。）の庁外への持出許可が分かる文書（以下「対象公文書」という。）

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書を要約すると次のとおりである。

（1） 実施機関の職員は、平成〇〇年〇月から〇月の間に、数回三種町行政区域外に当該簿冊を持ち出しているが、保存行政文書の借覧や庁外への持出しは三種町文書事務取扱規程（以下「文書事務取扱規程」という。）で制限されており、同規程に基づく手続が行われたはずである。

（2） 実施機関は不存在だと説明するが、事務の遂行が正しく行われていれば、行政文書の管理上、対象公文書は存在しなければならない文書である。不存在を理由に非公開とすることは不当である。

第3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書を要約すると次のとおりである。

- 1 実施機関職員は平成〇〇年〇月〇〇日に、当該簿冊を携帯し、審査請求人宅を訪問している。この持出しについて、教育次長から許可を受けてはいたが、口頭によるものであったため、対象公文書は作成されていない。
また、同年〇月〇〇日にも当時の担当職員が審査請求人宅を訪問しているが、この時携帯していた簿冊は当該簿冊ではなく、当該職員が職務上個人的に作成していた簿冊であった。当該簿冊を持ち出していないため、対象公文書は作成されていない。
- 2 審査請求人は、当該簿冊の持出許可に関する文書が、文書事務取扱規程に基づいて作成されているはずだと主張する。確かに、同規程第33条に規定されているとおり、文書の庁外持出しを行う際には、事前に所属長から許可を受ける必要がある。しかしながら、同条には許可に係る文書の作成規定までは設けられておらず、許可に関する事務は、文書を省略し口頭で行っても差し支えないものである。
- 3 当該簿冊の持出許可に関する事務処理は、文書事務取扱規程に基づいて適正に処理されているが、口頭で行われたものであったため、文書が作成されなかった。対象公文書として特定すべき文書が存在しない以上、本件処分は妥当である。

第4 本審査会の判断

1 審査請求について

実施機関は、当該簿冊の庁外持出しは文書事務取扱規程に基づいて行われたものではあるが、文書による事務処理を省略していたため、対象公文書が存在しない旨説明する。

これに対し、審査請求人は、事務処理が適正に行われていれば、文書事務取扱規程に基づく文書が作成されていなければならない旨主張し、本件処分の取消しと対象公文書の公開を求めている。

そこで、本審査会では、簿冊（文書）の庁外持出許可に関する文書で、その作成が文書事務取扱規程に規定されている文書の存否を検討し、本件処分の妥当性を判断する。

2 対象公文書の存否について

(1) 実施機関が保有する文書等の調査

本審査会において、当該簿冊、文書管理システム（文書の收受、起案等を一元的に管理しているシステム）の登録データ及び実施機関が使用している共有フォルダ内の電子データを対象として、実施機関が保有する公文書等の調査を行ったが、対象公文書に当たる公文書の存在は確認できなかった。

また、簿冊や公文書を庁外に持ち出す際の通常の処理について実施機関に聴取り調査を行ったところ、公文書の原本を持ち出すことはほぼ無いが、持ち出す場合は本件同様に口頭による処理を行うとの回答を得た。

(2) 実施機関の説明について

上記（1）の調査結果に加え、対象公文書を作成していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点が無いか以下検討する。

実施機関は、公文書を庁外に持ち出す際は、文書事務取扱規程第33条に基づいて所属長の許可を受けなければならないが、普段から同条に係る事務処理は口頭で行っており、当該簿冊の持出しにおいても同様に口頭で行った旨説明する。本審査会で見分したところ、同条が公文書の庁外持出しに関する条文で、公文書の庁外持出しは原則禁止だが、やむを得ない事情により事前に主管課長の許可を得たときは例外的に持出しが可能である旨を規定する条文であることが確認された。同条の規定を考慮するに、教育次長から口頭で許可を受けて当該簿冊を持ち出したという実施機関の説明が、同条の規定に反するとまでは判断されない。上記（1）の調査結果とも矛盾しないことから、対象公文書を作成していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

(3) 審査請求人の主張について

さらに、審査請求人の主張を踏まえて、対象公文書が存在する可能性について以下検討する。

審査請求人は、公文書の庁外持出しには許可が必要で、その許可に関する文書が文書事務取扱規程に基づいて作成されていない旨主張する。そこで、本審査会で同規程を見分したところ、公文書の庁外持出しに、主管課長の許可が必要であることは確認されたが（同規程第33条）、その許可に関する文書の作成規定は確認

されなかった。審査請求人が存在を主張するような公文書は、同条の規定に基づき、必要に応じて作成され得る文書であるとは判断されるものの、作成されていない文書であるとまでは判断されない。

同条の規定は、対象公文書の存在を推認させるものではなく、加えて、対象公文書が発見されなかったことは上記（１）に記載のとおりである。したがって、審査請求人の主張を考慮しても、審査請求人が主張するような公文書が存在するとまでは言えない。

なお、実施機関は否定しているが、審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日以外にも当該簿冊の持出しが行われたとも主張する。しかしながら、当該簿冊の持出許可に関する文書が発見されなかったことは上記（１）に記載のとおりであり、審査請求人のこの主張の当否は、前述の本審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

当該簿冊の庁外持出許可に係る事務処理において、文書による処理を省略し、口頭で行っていたため、対象公文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点の有るとまでは判断されない。他に存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本審査会は本件審査請求に対して冒頭の「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

本審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 5月23日	諮問 実施機関から弁明書收受
平成30年 5月25日	審議（平成30年度第2回審査会）
平成30年 7月27日	対象公文書の調査 （平成30年度第3回審査会）
平成30年 8月28日	答申の協議（平成30年度第4回審査会）
平成30年10月11日	答申の検討（平成30年度第5回審査会）

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦